

議案第 5 号

昭島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者 昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

昭島市学校運営協議会規則（令和 5 年昭島市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中、「当該日の属する年度の翌年度の 5 月 31 日まで」を「当該日の属する年度の 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の昭島市学校運営協議会規則第 9 条の規定により昭島市学校運営協議会委員として任命された者の委員の任期は、改正後の昭島市学校運営協議会規則第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 5 月 31 日までとする。

(提案理由)

昭島市立小・中学校において学校運営協議会が活動するにあたり、現在の任期では新年度の学校運営協議会の実施まで 2 か月空いてしまうため、新年度の早い段階から学校運営協議会の実施が可能となる体制を整えるため改定する。

議案第 5 号参考資料

昭島市学校運営協議会規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
(任期) 第9条 委員の任期は、任命した日から当該日の属する <u>年度の3月31日</u> までとし、再任を妨げない。 2 (略)	(任期) 第9条 委員の任期は、任命した日から当該日の属する <u>年度の翌年度の5月31日</u> までとし、再任を妨げない。 2 (略)